

監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年7月1日

大川市監査委員 石 橋 新一郎
大川市監査委員 馬 渕 清 博

定期監査の結果について

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定による監査

2. 監査の対象及び日程

議 会 事 務 局	令和2年5月1日～5月28日
人 事 秘 書 課	令和2年5月1日～5月28日
企 画 課	令和2年5月1日～5月28日
大川の駅推進室	令和2年5月1日～5月28日

3. 監査の実施内容

監査は、平成31年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次の点に重点をおいて定期監査を実施した。監査に当たっては、大川市監査基準に準拠し、必要な書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

4. 監査の重点事項（評価項目）

- (1) 前回の監査における指摘事項の改善状況
- (2) 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保（調定、収納、現金取扱）は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。
- (3) 契約事務は公正、適正に行われているか。
- (4) 補助金等交付事務、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。
- (5) 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。
- (6) その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

5. 監査の実施場所 監査事務局

6. 監査の結果

監査対象の事務事業については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり、是正又は検討等を要する事項が認められた。その概要は次のとおりである。

《人事秘書課》

【指摘事項】

ア 会計年度任用職員制度移行のための例規整備等支援業務委託において、公印審査を受けずに、契約書に公印を押印していた。大川市公印規則に則り適正な事務処理をすること。

イ 会計年度任用職員制度導入に伴う給与システム改修業務委託において、履行期間は10日間を超える契約であるが、着手届、完了届、工程表など一連の必要書類が徴取されていなかった。

《企画課》

【指摘事項】

ア 再発行（マル公・コンビニ収納対応）外5件の印刷において、契約締結伺書は2月10日に決裁されているが、11日後の2月21日に契約されていた。
業者決定の翌日から7日以内に契約すること。
他にも見受けられた。

イ 再発行（マル公・コンビニ収納対応）外5件の印刷において、大川市契約規則第27条第7号により契約保証金を免除しているが、本契約は50万円を超えており、第7号には該当しない。
他にも見受けられた。

ウ ふくおか電子自治体共同運営協議会令和元年度負担金（L G W A N 運用に要する費用）の支出負担行為書において、副市長決裁であるが、副市長の決裁印がなかった。
他にも複数見受けられた。

エ 福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会令和元年度事業費負担金の支出負担行為書において、負担金は財政係合議が必要であるが、財政係合議がなされていないかった。

オ 住民基本台帳ネットワークシステムＣＳ関連機器等保守において、契約書の締結日が砂消しゴムで修正されていた。

カ 平成２６年７月導入端末再リースにおいて、契約書で、大川市契約規則（昭和５３年大川市規則第５号）とあるのは（平成２６年大川市規則第１６号）の誤りである。他にも見受けられた

《大川の駅推進室》

【指摘事項】

ア 「大川の駅」構想参考イメージパース図作成業務委託において、履行期間は１０日間を超える契約であるが、着手届、工程表、完了届等、一連の書類が徴取されていなかった。

なお、議会事務局においては、特に指摘する事項はなかった。